

新宿区軟式野球連盟 規約

全20条・3頁

(名称及び事務局)

第1条 この連盟は新宿区軟式野球連盟と称し、事務局を事務局長宅内におく。

(目的及び事業)

第2条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を区民全般に普及し、その健全な発展を計るとともに、会員相互の親睦と体力向上に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は前条の目的を達成するための事業を行う。

- 一、軟式野球大会
- 二、都及び全国連盟から委託された事項
- 三、区内少年野球の指導、育成
- 四、その他目的達成のための事業

(会員)

第4条 本連盟は区内在住者又は区内在勤者によって編成するチームであって、連盟に加盟する会員で組織する。連盟への加盟は毎年更新とする。

(役員及び事業部)

第5条 本連盟は次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
理 事 長	1名
副理事長	2名
理 事	若干名
監 事	2名
参 与	若干名
顧 問	若干名

第6条 本連盟は事業を円滑に行うために次の事業部をおく。

- 一、総務部
- 二、大会運営部
- 三、審判部
- 四、経理部
- 五、広報部

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 一、会長、副会長は理事会で推薦し、総会の承認を得る。
- 二、理事長、副理事長は理事会の議を経て、会長が認め、総会の承認を得る。
- 三、理事は会長が推薦し、役員会の議を経て承認される。
尚、各事業部長は理事がこれに当たる。
- 四、各事業部長は理事会で互選決定し、会長の承認を得る。
- 五、監事は会長が推薦し、総会で承認を得る。
- 六、参与は会員又は斯界の功労者で、本連盟の目的達成に協力する者のうち、理事会の議を経て、会長が承認し、決定する。
- 七、顧問は会長が推薦し、理事会で決定する。

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- 一、会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
- 二、会長は会務を処理するための、書記を置くことができる。
- 三、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 四、理事長は会長の指示を受けて会務を処理する。
- 五、副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代行する。
- 六、理事及び全会員は各事業部の業務を分担する。
- 七、監事は本連盟の会計を監査し、総会にて報告する。
- 八、参与は会長の諮問に応じ、総会又は理事会において意見を述べるができる。
- 九、顧問は会長の諮問に応じ、連盟発展のための相談事に対応する。

第9条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

(会議及び集会)

第10条 本連盟は次の会議、集会を開催する。

- 一、総会及び代表者会議
- 二、役員会
- 三、理事会
- 四、定例審判部会
- 五、その他会長又は理事長召集の臨時会議

(総会及び代表者会議)

第11条 本連盟の総会は原則として毎年2月に会長が招集する。

また、第1回大会の代表者会議は総会と同日時に、第2回大会の代表者会議は6月に行う。但し、理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに、会長は臨時に召集しなければならない。

総会では過年度の経過、現年度の事業計画並びに予算、決算を付議しなければならない。総会は会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

また可否同数のときは、議長が決する。議長は会長がこれにあたる。

(役員会)

第12条 役員会は、連盟の事業発展を計りまた重要会務、諸問題点を解決する最高の議決機関であり、会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局長で構成する。また、必要に応じて各事業部代表者の招集もある。

随時会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

(理事会)

第13条 理事会は会長、副会長及び全理事で構成し、本連盟の執行機関である。

理事会は総会から付託された事項、大会運営に関する事項、その他緊急協議の必要事項等を処理するため1月、10月の定例理事会及び必要に応じて理事長が招集する。議長は理事長がこれにあたる。

理事会の議決は出席理事の過半数によるも、可否同数のときは議長が決する。

(定例審判部会)

第14条 審判部会は毎月1回の定例会議とし、会長以下審判部員まで全員参加とする。

諸連絡事項、大会運営上の問題点、審判の技術、ルール、審判の割振り等検討、処理する。本会の議長は、理事長または審判部長がこれにあたる。

- 第15条 本連盟の経費は会費、協賛金及びその他の収入をもってあてる。
連盟の会費は加盟費と大会参加費を云い、加盟費及び大会参加費は毎年総会で決める。
既に収めた会費は過誤納を除き返却しない。
- 第16条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月末日に終わる。
(罰則)
- 第17条 本規約に違反したとき又は連盟の品位を汚す行為があったときは、会員を除名することがある。〔罰則規定の細則は付則参照〕
除名は理事会で審査し、会長の承認を得る。
(東連関連)
- 第18条 本連盟は(公財)東京都軟式野球連盟に加盟し、その支部となる。
- 第19条 この規約に定めのないものは、(公財)東京都軟式野球連盟定款を準用する。
- 第20条 この規約の改廃は総会の議を得る。

この規約は昭和43年9月25日から施行、

平成16年3月 4日	1部改正及び追加
平成18年3月12日	1部追加
平成19年2月25日	1部追加
平成22年2月27日	1部改正
平成23年2月25日	1部廃止
平成26年2月22日	1部廃止及び追加
平成29年2月26日	1部廃止、訂正、追加